

<h1>静岡市報</h1>	No. 22
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市客引き行為等の禁止に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市立こども園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・・ 18
- 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 22

規 則

- 静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

消防本部訓令

- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

選挙管理委員会告示

- 静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（令和2年静岡市条例第91号）

公共の場所における客引き行為等を禁止し、安全かつ快適な生活環境の確保を図ることにより、魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第92号）

令和3年度の組織機構改正に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第93号）

地方税法等の一部改正に伴い、延滞利息の特例において特例基準割合の名称を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第94号）

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例において特例基準割合の名称を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第95号）

地方税法、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第96号）

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例において特例基準割合の名称を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第97号）

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例において特例基準割合の名称を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立こども園条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第98号）

静岡市立折戸こども園及び静岡市立三保こども園の廃園に伴い、名称及び位置を削除するため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第99号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保の要件の緩和について、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第100号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保の要件の緩和について、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第101号）

静岡駅北口地下駐車場において、施設管理者等を変更することに伴い、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第102号）

葵消防署を仮設消防庁舎に移転することに伴い、消防署の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第103号）

下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積を変更するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第91号

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2)市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3)事業者等 市内において事業を行う者(以下「事業者」という。)又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、静岡県警察その他の関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等を助長することのないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 事業者等は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の抑制に取り組み、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(協働)

第5条 市民等、事業者等及び市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し、相互に連携し、協働して取り組まなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第6条 市長は、市民等が公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境を確保するため、特に客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の市民等及び事業者等の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更及び解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、及び解除する場合について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、禁止区域に接する土地又は建物において事業を行う事業者等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で行う客引き行為等その他の市民等の安全かつ快適な通行又は利用に資する生活環境の確保に支障がないと認められるものとして規則で定める客引き行為等については、この限りでない。

(禁止区域における客引き行為を用いた事業の禁止)

第9条 事業者等は、前条の規定に違反する客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として自らの店舗に立ち入らせて

はならない。

(事業者等による従業者等への指導)

第10条 事業者等は、公共の場所で従業者その他のものに自らの事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、禁止区域における客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第8条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(立入調査等)

第13条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係する場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた違反者が当該命令に従わないとき、又は前条第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第3章第3節の規定の例により、当該公表の対象となる者に対し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第15条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表の対象となる者の事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是

正への協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第16条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、提供することができる。

(関係機関への協力要請)

第17条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、静岡県警察その他の関係機関の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第12条の規定による命令に違反した者

(2) 正当な理由なしに、第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第8条から第19条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第92号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の」の次に「公室及び総室並びに」を加え、同条総務局の所掌事務の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 首都圏における市政に関する事項

危機管理総室

- (1) 防災その他の危機管理に関する事項

第1条総務局の所掌事務（6）から（9）までを削る。

第1条企画局の所掌事務に次のように加える。

- (4) 情報化の推進に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(静岡市国民保護協議会条例の一部改正)

- 2 静岡市国民保護協議会条例（平成18年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局」を「危機管理総室」に改める。

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第93号

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成15年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第94号

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例（平成15年静岡市条例第104号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第95号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第23条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第3項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号並びに第3項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第3項第1号中「（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分し

て計算される所得の金額の算定についても同様とする。以下同じ。）」を削り、「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第26条第2項第3号中「第3項」を「第4項」に改める。

附則第8項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第9項中「所得税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例第23条及び附則第9項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第96号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第97号

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

静岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第98号

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

静岡市立小島こども園	静岡市清水区小島町621番地の1
静岡市立折戸こども園	静岡市清水区折戸五丁目8番1号

を

」

「

静岡市立小島こども園	静岡市清水区小島町621番地の1
------------	------------------

に、

」

「

静岡市立原こども園	静岡市清水区原45番地の5
静岡市立三保こども園	静岡市清水区三保1601番地

を

」

「

静岡市立原こども園	静岡市清水区原45番地の5
-----------	---------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第99号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

附則第2条第1項中「第13条第1項中」の次に「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第100号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例101号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する供用時間は、管理上必要があると認めるときは、静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）にあつては市長は、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）にあつては第18条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は市長の承認を得て、これを変更することができる。

第4条中「時間」の次に「(以下「入出場時間」という。)」を加え、「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。)」を「静岡駅北口地下駐車場」に、「静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。)」を「清水駅東口駐車場」に改め、同条ただし書中「指定管理者が」を削り、「市長の承認を得てこれ」を「静岡駅北口地下駐車場にあつては市長は、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者は市長の承認を得て、入出場時間」に改める。

第7条から第12条までを次のように改める。

(使用料)

第7条 静岡駅北口地下駐車場の使用料は、別表第1に規定する金額の範囲内において規則で定める額とする。

(静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券の発行)

第8条 市長は、静岡駅北口地下駐車場を利用する者の利便を図るため、別表第2に定める回数駐車券を発行することができる。

(使用料の徴収)

第9条 使用料は、静岡駅北口地下駐車場を利用する者から自動車を出場させるときに徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料を徴収する時期を別に定めることができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるときその他市長が必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、静岡駅北口地下駐車場の供用を休止したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 削除

第12条の2中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改める。

第12条の3の見出し中「回数駐車券」を「清水駅東口駐車場の回数駐車券」に改め、同条中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に、「回数駐車券を」を「別表第2に定める回数駐車券を」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長等（静岡駅北口地下駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条及び第17条の3中「指定管理者」を「市長等」に改める。

第18条第1項及び第2項並びに第20条第1号及び第2号中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改める。

第22条第1号中「駐車場」を「清水駅東口駐車場」に改め、同条第2号中「静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券並びに」を削る。

別表第1中「第18条関係」を「第7条、第18条関係」に改め、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「利用料金の限度額」を「金額」に改める。

別表第2中「第18条関係」を「第8条、第12条の3、第18条関係」に改め、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「回数駐車券の限度額」を「回数駐車券の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第102号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市葵消防署の項中「静岡市葵区追手町6番2号」を「静岡市葵区駿府町2番93号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第103号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部
を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「9,710.3ヘクタール」を「9,729ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第90号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「限り、」の次に「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）にあつては市長は、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）にあつては」を加える。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条第1号中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第2号中「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第19条とする。

第15条第2項中「第13条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第16条とし、第10条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「第4条」を「第7条」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第3項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）」を「清水駅東口駐車場」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第7条とする。

第3条の見出しを「(清水駅東口駐車場の回数駐車券)」に改め、同条中「規定する」の次に「清水駅東口駐車場の」を加え、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(使用料の額)

第3条 条例第7条に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券)

第4条 条例第8条に規定する静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券は、様式第2号とする。

(使用料の算定及び納付)

第5条 使用料は、駐車券に記載された入場時刻から出場時刻までの駐車時間により算定する。

2 市長は、使用料の納付を受けたときは、領収書（様式第3号）を交付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分	金額	備考
15分までごとに	100円	1 最初の30分までは100円とする。 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1日（午前6時から午後12時までをいう。以下この表において同じ。）1回につき10時間を超える場合は、3,900円とする。 3 平日にあつては、1日1回につき5時間45分を超える場合は、2,200円とする。 4 2及び3の場合における1回とは、入場から出場までをいい、入場から出場までが1日を超える場合は、1日以内の利用時間をもって1回とみなす。
1泊（午後11時30分から翌日の午前6時30分まで）	1,000円	

備考 午前6時から午前6時30分まで及び午後11時30分から午後12時までの駐車時間については、1泊の項の規定を適用した場合は、他の項の規定を適用しない。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条、第6条関係」に改める。

様式第11号中「第16条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「第16条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「第16条関係」を「第19条関係」に、「第16条の」を「第19条の」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号中「第13条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「第13条関係」を「第16条関係」に、「第13条第1項」を「第16条第1項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「第9条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「第4条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第91号

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則をここに制定する。

令和2年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市客引き行為等の禁止に関する条例（令和2年静岡市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した禁止区域の名称及び区域
- (2) 禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した禁止区域の名称
- (2) 禁止区域の指定の変更又は解除の内容
- (3) 禁止区域の指定の変更又は解除の効力が生じる日

(生活環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等)

第4条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める客引き行為等は、禁止区域に接する土地又は建物において事業を行う事業者等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル（当該土地又は建物が接する禁止区域の部分の幅が4メートル未満である場合にあっては、当該幅の4分の1に相当する距離）までの範囲の禁止区域内の場所において行い、又は行わせる客引き行為等（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- (2) 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる方法による客引き行為等

(客引き行為等対策指導員)

第5条 市長は、客引き行為等の禁止に関する指導その他の事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員を置く。

2 客引き行為等対策指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等対策指導員は、第1項の事務に従事するときは、客引き行為等対策指導員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
（勧告書）

第6条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。
（命令書）

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。
（身分証明書）

第8条 条例第13条第2項の証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。
（公表）

第9条 条例第14条第1項の規定による公表は、当該公表の対象となる者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに公表の原因となる事実その他必要な事項を公告するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第14条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表の対象となった者に対し、公表通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。
（過料の処分の手続等）

第10条 市長は、条例第18条の規定による過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対しあらかじめ告知書（様式第6号）によりその旨を通知し、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定による弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書（様式第7号）を提出して行わなければならない。

3 市長は、条例第18条の規定による過料の処分をするときは、過料処分決定通知書（様式第8号）により、当該処分を受ける者に通知する。
（過料の額）

第11条 条例第18条に規定する過料の額は、5万円とする。
（雑則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第4条から第11条までの規定は、令

和3年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第92号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第53号その1(4枚目)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第60号(裏)中、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「指定された金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市介護保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第10号

消防局
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月17日

静岡市消防長 海野雅夫

第30条の見出し中「救急事案」を「救急事案等」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「特異な救急事案」を「次のいずれかに該当する特異な救急事案」に改め、同条第2号中「救急事案」を「次のいずれかに該当する救急事案」に改め、同号エ中「4回」を「6回」に改める。

様式第6号中「㊸」を削り、「含む」を「含む。」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第1号

静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月7日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

第2条第1項中「選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号。以下「原稿用紙」という。）に記載した」、「2通」及び「2枚」を削る。

第3条第1項中「原稿用紙に活字又はペン（ボールペンを除く。）を用いて記載（別の用紙に記載したものをちょうふする場合を含む。以下同じ。）しなければ」を「選挙管理委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（選挙管理委員会が提供する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）（様式第2号。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、氏名にあつては、縦書きとしなければならない。

第3条第3項中「黒色の色素により記載しなければ」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第4項及び第6項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第4条中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第5条第1項中「記載された」を「記載し、若しくは記録された」に改め、「の記載」の次に「又は記録」を加える。

第6条第1項中「2通」及び「2枚」を削る。

第8条第1項中「写真製版により」を削る。

様式第1号中「2通」及び「2枚」を削る。

様式第2号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「2通」及び「2枚」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。